

様式例第 3 号

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求職者手数料（※1）	決定の年棒が 700 万円又はこれに相当する額を超えた場合 6 ヶ月以内に支払われた賃金の 10% 手数料負担者は求職者とします。
求職を受け付ける時の事務費用（※2）	1 ヶ月 3 件まで(※3) 639 円 手数料負担者は求職者とします。
求人を受け付ける時の事務費用	1,000 円以下（1 日） 手数料負担者は 求人者 とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 40%以下 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 40%以下 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 500,000 円 活動 1 日当たり 50,000 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 40%以下 手数料負担者は 求人者 とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 40%以下 手数料負担者は 関係雇用主 とします。

上記手数料は消費税が含まれています。

- ※1 求職者手数料は「芸能家」「モデル」「経営管理者」「科学技術者」「熟練技能者」の職業を希望し、その職業に就職した場合に徴収します。
- ※2 求職を受け付けた時の事務費用は「芸能」「家政婦(夫)」「配ぜん人」「調理師」「モデル」「マネキン」の職業に係る求職の申込みを受理した場合に徴収します。

※3 なお、新たに求職の申込みを受理した月における求職受付手数料については、月の上旬に受
した場合は3件まで、中旬に受理した場合は2件まで、下旬の場合は1件のみ徴収します。

許可番号 20-ユ-300140

事業所の名称及び所在地 株式会社 クリエイト安曇野
長野県安曇野市穂高北穂高2711番地2